

魚津市告示第137号

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 運送事業者 運送事業の許可を受けている事業者をいう。
- (3) 運送車両 運送事業専用であり、その他の事業と共用するものを除く自動車検査証において使用者の住所及び使用の本拠の位置が魚津市内である車両をいう。ただし、霊柩車を除く。

(支援金の交付)

第3条 市長は、燃料価格高騰の影響を大きく受けている運送事業者の負担を軽減するため、令和4年1月から12月分までと前年同月分の燃料費の差額に対し、一定の支援金を給付することにより運送事業者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内で支援金を交付する。

(支援金の交付対象者)

第4条 この要綱において、支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない運送事業者とする。

- (1) 魚津トラック協会に加盟し、市内に本社又は営業拠点があり、1人以上の従業員が配置されていること。
- (2) 市内に本社及び営業拠点があり、それぞれ1人以上の従業員が配

置されていること。

- 2 前項の規定に関わらず、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者は、交付の対象外とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、交付対象者1事業者あたり、令和4年1月から令和4年12月までと前年同月期における運送車両に係る燃料費の差額の2分の1の金額とする。ただし、上限額を500千円とする。

- 2 前項の規定による支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 燃料支払報告書（様式第2号）
- （2） 誓約書（様式第3号）
- （3） 貨物自動車運送事業法に規定する事業許可書の写し
- （4） 確定申告書等の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否について決定し、魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第4号）又は魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 第4条第1項に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

（支援金の請求）

第8条 前条第1項に規定する支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたと認める場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定

者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第11条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の執行前に第7条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第9条から第11条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地  
事業所名  
代表者住所  
代表者氏名  
担当者氏名  
担当者連絡先

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金を交付されるよう魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

申請額

円

関係書類

- 1 燃料支払報告書（様式第 2 号）
- 2 誓約書（様式第 3 号）
- 3 貨物自動車運送事業法に規定する事業許可書の写し
- 4 確定申告書等の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

魚津市長

あて

事業所所在地  
事業所名  
担当者氏名  
担当者連絡先

燃料支払報告書

1 年間の使用燃料及び支払額

期 間	運送車両	
	使用燃料(L)	燃料支払額(円)
令和4年1月～12月		
令和3年1月～12月		

2 令和4年1月から令和4年12月までと前年同月期における運送車両に係る燃料費の差額等

(1) 差 額…① \_\_\_\_\_ 円

(2) ①×1/2 \_\_\_\_\_ 円

3 支援金申請額 \_\_\_\_\_ 円（上限500千円）

4 添付書類

支払いを証明する書類の写し（領収書等）

運送車両の自動車検査証の写し

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

誓 約 書

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金の交付を申請するに当たり、裏面の内容について誓約します。

署名年月日 令和 年 月 日

所在地 魚津市

事業所名

代表者職名・氏名

（代表者が自署してください。）

- 1 魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金の申請要項等の内容を確認しており、申請書に記載した内容及び添付した資料に虚偽はありません。
- 2 支援金の交付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を継続的に行います。
- 3 申請書類に虚偽が判明したとき、又は同意した事項に違反したときは、支援金の交付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合には速やかに返還に応じます。
- 4 支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、加算金（支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。また、納期日まで支援金及び加算金を返還（納付）しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支援金及び加算金の未納額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
- 5 魚津市から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名等の情報が公表されることに同意します。
- 7 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が、魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に該当する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
- 8 その他、申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

様式第4号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

事業所所在地  
事業所名  
代表者住所  
代表者氏名

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった運送業燃料価格高騰対策支援金について、魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

支援金額 円

様式第 5 号（第 7 条関係）  
魚津市指令 第 号

事業所所在地  
事業所名  
代表者住所  
代表者氏名

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった運送業燃料価格高騰対策支援金について、魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しません。

交付しない理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

印

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた運送業  
燃料価格高騰対策支援金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード <sup>※</sup>					店舗コード <sup>※</sup>				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	口座番号								

※請求者名義の口座を記入してください。